

令和 6 年度第 2 回日野市手数料、使用料等検討委員会議事録

1 概要

日 時	令和 6 年 6 月 10 日（月） 10 時 00 分から 11 時 40 分まで
場 所	庁議室
出 席	河合委員、比留間委員（副委員長）、堀江委員（委員長）
主 管 課	（市民税課）脇坂課長、赤久保係長
事 務 局	（企画経営課）松井主幹、永尾課長補佐
議 事	（議案第 2 号）ナンバー紛失弁償金の改定について（主管課：市民税課） （議案第 3 号）日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改正について（主管課：企画経営課）
記 録 作 成	（企画経営課）永尾
配 布 資 料	【議案第 2 号】資料一式 【議案第 3 号】資料一式

2 要点録

（1）次第 1 開会

○ 事務局(企画経営課)

委員が全員出席し、定足数を満たしたため開会。

（2）次第 2 事務連絡

○ 事務局(企画経営課)

特になし

（3）次第 3 議題 議案第 2 号 ナンバー紛失弁償金の改定案について

○ 市民税課

議案資料に基づき、改定案について説明。

■ 委員

需用費に計上されている 1,350 枚という数値は、毎年の新規の発行枚数ということでよいか。
新規で交付する際には手数料等は徴収するのか。

○ 市民税課

当該数値は、新規で購入している枚数。
新規で交付する際には、特に経費は掛からない。

本議案となっているナンバー紛失弁償金は、紛失、毀損などされた場合実費弁償の意味合いで徴収しているもの。ご返却いただいてもかからない。

■ 委員

引き取った後、何らかのリサイクル等の処理をされているのか。

○ 市民税課

日野市では、特にリサイクル等はしていない。自治体ごとに取り組には差があり、売却するなど歳入につなげている自治体もある。一方で処分費の方が高くなってしまうので有料で引き取る、という形にしている自治体もある。

■ 委員

発行時に交付代として徴収している事例は。

○ 市民税課

そうした自治体はない。

■ 委員

改定案の「200 円」を妥当と判断した基準は何か。基準額からすると、「220 円」としても良いように思うが。

○ 市民税課

他自治体では、300 円としているのが 5 市、100 円としているのが 5 市、200 円としている自治体が 15 自治体と最多。

確かに、100 円刻みにしなければいけない理由はないが、他自治体の料金に鑑みてもボリュームゾーンである 200 円とすることが適切と考えた。

■ 委員

1,350 枚を購入されているとのことだが、実際に交付している枚数は年あたりどのくらいか。過剰に在庫を抱える枚数を購入していないか、という確認の意味での質問。

○ 市民税課

交付枚数のデータは手元がないので、後程事務局を通じてご報告する。

■ 委員

本料金はペナルティ的な意味合いがあるものと思う。

ナンバーを返せなくなる、というのはどのような状況か。

○ 市民税課

業者が紛失する場合もあれば、例えば個人で使わなくなったので、廃車をして、ナンバーを取り外した後、ナンバーの返却をする前に紛失をされてしまう様子。

ナンバーで課税する方を把握しているので、そのままでは課税が続いてしまう。その意味でも速やかに申し出ていただきたい。

■ 委員長

では、意見が他になければ採決に移る。妥当でない旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 各委員

(意見なし)

■ 委員長

妥当である旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 委員

200 円という設定は、他自治体の加重平均と一致するので、妥当ではと思う。

■ 委員

平成 12 年以来的の見直しということで、物価等の上昇もある中、本案の見直しは妥当と思う。

■ 委員長

では、意見が出尽くしたようなので、妥当であるという方は挙手願いたい。

	妥当	妥当でない
挙手	3	0

■ 委員長

当委員会としては妥当であるとの結論に達した。

(4) 議案第 3 号 日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改正案について

○ 事務局(企画経営課)

議案資料に基づき、改定案について説明。

■ 委員

まず確認したいこととして、減免の目的は何か。

○ 事務局(企画経営課)

減免には様々な目的、切り口があり得る。

それらのうち、どこに軸足を置くかは施設の特性に応じて個別具体的に考え、設定する必要があると考えている。ガイドラインでは敢えて特定の目的に限定しない趣旨。

■ 委員

対象は「子ども」であるということで良いか。

○ 事務局(企画経営課)

減免をする対象として、子ども全体を一律で捉えるのか、生活困窮世帯の子どもとするのか。運動施設を利用する子どもなのか。子ども本人と考えるのか、子どもが属している世帯なのか。様々な捉え方があるが、いずれにしても本改正案は子どもに焦点を当てた減免制度をガイドラインに明文化するものとしてご提案している。

■ 委員

地方自治法の解説をしているスライドで、「貧富の差に応じた使用料の差を設けることはできない」という趣旨と、「使用料への生活困窮者への減免は可」という趣旨の記述がある。

これはどのように整理して考えればよいか。

○ 事務局(企画経営課)

使用料の設定にあたっては、同一の施設利用に対して所得に比例して細かく段階的に差を設けることは適切ではない、ということ。そうではなく、生活困窮者への配慮としては、そうした対象者への減免により行われるべきである、という趣旨。

■ 委員

子どもへの減免をしている施設、していない施設など、対応がまちまちになることが予想される。各施設の運用状況などを一覧化することなどは検討されているか。

どの施設が減免対象となっているか、わからなくなってしまうのでは。

○ 事務局(企画経営課)

減免状況の各施設の一覧化は現状考えていない。

減免しているかどうかは、条例に規定され、市 HP 上などで示されることを想定している。

■ 委員

条例上でも具体的な金額が書かれていないことがあるのでは。

○ 事務局(企画経営課)

現状必ずしも徹底できていないが、具体的な減免適用やその金額については条例上で明示されるのが原則と考えている。

政策法務課と相談しており、現状が違法とまでは言えないという整理のなかで、今後、そうした明記を徹底していけるよう改善していきたい。

■ 委員

この改正によって、各施設において、生活困窮世帯に対して減免をし、生活困窮世帯ではなければ減免しない、という整理で良いか。

○ 事務局(企画経営課)

今回の改正において、生活困窮世帯でない子どもも含めて減免設定をすることができるよう拡大される。ただし、一律の縛りを設けるのではなく、その判断は各施設の特性によって判断してください、という緩い規定となっている。

■ 委員

一方で、このガイドライン改正を行っても、実際にどの施設も減免をしなければ意味がない、ということにならないか。

○ 事務局(企画経営課)

現在の減免に関する記述がないガイドラインが、各施設の使用料の設定において、減免しないような方向で「縛り」になっている可能性がある。今回明文化することで、減免できる方向に前進するものと考えている。

■ 委員

国や都の動きで、こうした減免に対して補助が出るということはあるか。

○ 事務局(企画経営課)

残念ながら今のところそうした情報はない。

■ 委員

高齢者に対しては一律に減免となっていることとの整合性が気になる。

○ 事務局(企画経営課)

高齢者も、ガイドラインでも各施設においても一律減免になっているわけではない。
ガイドライン上、高齢者への減免の記述と同等のものとなる。

■ 委員

全ての子どもの使用料を減免した場合の影響額が 1.5 億円と試算されているが、これはどのように算出されているか。

○ 事務局(企画経営課)

各施設の所管課に調査し、その回答を積み上げて算出している。

■ 委員

学童クラブ費が例として記載されている。そもそも学童クラブには収入による減免が既にあったと思うが、これはどのような根拠で減免されたものか。

○ 事務局(企画経営課)

そちらは、ガイドラインとは別個に減免が設定されたもの。

■ 委員

他にも既存で生活困窮に対する減免等をされている事例はあるか。本改正は、そうした実例の後追いとなるというイメージか。

○ 事務局(企画経営課)

市民プールなどは子ども料金が設定されていたが、ガイドライン上の整合性については課題があったものの、本委員会などの議論を経て承認されたもの。そのため、よろしくはないが、ガイドラインが後追いになった、と言える。

■ 委員

本ガイドラインの改正と併せて、給付等の子育て施策を対外的に PR していく機会はあるか。

○ 事務局(企画経営課)

毎年度広報等でも発出する市政運営方針などでも、子育て施策の推進について触れている。

また、本ガイドラインの改正に当たっては、本委員会で協議頂いた後、パブリックコメントを 8 月に実施する予定。そこでも市民の皆様の目に触れる公表の機会となる。

■ 委員

財政が厳しい中で、それを押しても子育て施策を進めているのであれば、PR をしていく必要がある。隣りの多摩市ではかなり子育て施策が進んでいる。対外的な PR をしていくことで、子育て世帯が日野市に移ってきていただき、税収につなげる循環を作っていくべき。

今は支出しか見ていないが、収入面も含めて減免を検討することができるように思う。

○ 事務局(企画経営課)

関係課とともに効果的な PR を進めていきたい。

■ 委員

生活困窮世帯の子どもに対して減免をしようとしても、運用上の話として、窓口対応が困難では。

○ 事務局(企画経営課)

現在の運用からすると、大変厳しい。

窓口ではなく、事前の手續を踏んでいただき、その事前申請の中で困窮世帯かどうかを確認して利用券を発行し、その券面を共通にするかたちにすれば、窓口でもその方が政策困窮世帯であることを表示せずともできるかもしれない。ただ、大きな運用変更が強いられ、対応が困難と考えている。

■ 委員

生活困窮というのはどのような基準で判断されるか。

○ 事務局(企画経営課)

セーフティネットコールセンターが採用している考え方として、OECD で提示されている「相対的貧困線」の考え方がある。世帯の所得の中央値のさらに半分以下をそのように呼んでいるが、これを対象として貧困と呼んでいる。国民生活基礎調査によるが、日野市もほぼほぼ同額。

ただ、これを毎回計算するのは煩雑である。一つの考え方として、生活保護基準を採用することも考えられる。

さらに、就学援助などでは生活保護基準からさらに緩和して設定されている。

制度の建付けによって、貧困というものの基準は変わってくる。

■ 委員

ガイドラインにはそうした考え方は設定しないということでよいか。各施設で決めていくということが良いか。

○ 事務局(企画経営課)

そのように想定している。

どこを貧困とするかは大変難しい。国全体の流れとして、最低限度の生活ではなく、質の向上まで含めて貧困の基準を考慮する傾向があるなどもある。

■ 委員

運用が本当に難しい。子ども食堂を開いて、ぜひあの子に来てほしいということで声をかけると、逆に来なくなってしまう。一律 300 円ずつ渡す、ということにしているところがある。そうしたことと根底でつながっている。

○ 事務局(企画経営課)

そのため、施設で減免するというよりは、現金給付なりで対応すべきでは、という問題提起をする文言となっている。

○ 事務局(企画経営課)

なお、日野市の相対的貧困線の所得は 127.6 万円程度。

■ 委員

どのくらいの割合でいるのか。

○ 事務局(企画経営課)

平成 30 年のデータで、全国ベースだが 15.7%、ひとり親世帯だと 48.3%となっている。

■ 委員

以下は意見として。ガイドラインとしては前進することはいいと思う。

現場で支払う金額が変われば、それでもわかってしまうし、子ども本人の視点ではどのくらい親からお金を渡しているかで違う。将来的には、財政的な問題もあるが、子どもに対しては一律的な免除となるべきだと思う。

それで施設が維持できないのであれば、それは市として過剰な施設となるのではと思われるし、収入が原因で一律の減免ができないのであれば、逆に激変緩和措置の適用を外すことなども考えられるのでは、と考える。

○ 事務局(企画経営課)

激変緩和措置の在り方については、前回の委員会でも話題になった点なので、今後の改正の際に検討させていただく。

■ 委員長

では、意見が他になければ採決に移る。妥当でない旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 各委員

(意見なし)

■ 委員長

妥当である旨の意見があれば、ご発言いただきたい。

■ 各委員

(意見なし)

■ 委員長

では、意見が出尽くしたようなので、妥当であるという方は挙手願いたい。

	妥当	妥当でない
挙手	3	0

■ 委員長

当委員会としては妥当であるとの結論に達した。

(5) 次第 4 今後の予定

○ 事務局(企画経営課)

対面開催は終了となること、次回の委員会(書面開催)の流れについて説明。

○ 事務局(企画経営課)

先ほど、ナンバー紛失弁償金の議題の際、ナンバーの交付実績についてのご質問をいただいております、市民税課長より情報をいただいたのでご報告する。

令和4年度で1,241枚、令和5年度で1,314枚の交付実績とのこと。

■ 各委員

了解した。

(6) 次第 5 閉会

■ 委員長

本日の議題はすべて終了したので、委員会を閉会する。

(閉会)